

預かり保育無償化のご案内 認定こども園（幼稚園部分）・新制度幼稚園保護者用

認定こども園（幼稚園部分）または新制度幼稚園をご利用で、預かり保育の無償化を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

1 預かり保育の無償対象者について

保護者が下記の「保育を必要とする理由」のいずれかに当てはまる場合、市からの認定を受けると預かり保育の無償化の対象となります。

【保育を必要とする理由】 父母ともに該当することが必要

就労	居宅内外で月 60 時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む 56 日前から出産当日を含む 57 日目が属する月の月末まで）
疾病・障害等	保護者が病気、負傷、心身の障害等の場合
同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
求職活動	求職活動中である場合
就学	就学や技能取得等の場合
DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

2 手続き方法について

申請を希望される場合は「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と下記の「保育の必要量を証明する書類」を、各園または市役所へご提出ください。「子育てのための施設等利用給付認定申請書」は市 HP より印刷していただくか、各園へお問い合わせください。原則として、月単位での変更となります。認定日を遡ることはできませんので、希望する月の前月25日までに提出してください。

【保育の必要量を証明する書類】 父母それぞれが必要

就労（会社員・パート）	就労証明書
就労（自営業）	就労証明書及び確定申告の写し、公的機関への届け出営業実態が判断できる資料
就労（内職）	就労証明書及び作業依頼証明書
就労（農業従事）	就労証明書及び出荷等の伝票（農業従事で田畑を耕作されている場合は、一人当たり田畑あわせて10アール以上の農地を耕作し、生計に寄与している場合のみ可）
妊娠・出産	母子手帳（表紙及び出産予定日が記載されているページ）の写し
疾病・障害等	医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申告書
就学	合格通知、在学証明書、カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	就労証明書（育児休業期間を記載があるもの）

保存版

※在園中にお使いいただくため、大切に保管してください

3 給付について

利用料を一旦施設へ全額支払い、後日市役所へ請求をすることで、市より保護者口座へ振り込みいたします。

11,300 円/月、450 円/日上限まで無償化されます。請求、振り込みともに四半期ごとです。

- ・市町村民税非課税世帯の満 3 歳児は、16,300 円/月まで対象。
- ・年間開園日数 200 日未満または、開園時間 8 時間未満の幼稚園の利用者のみ、一時保育等の利用料も加えて請求することができます

【支払いスケジュール】

区分	請求書提出〆切時期	支払い時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

4 施設等利用給付認定の内容に変更があった場合について

認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに各園または市役所へご連絡ください。年に一度現況確認を行い、必要書類の提出をお願いしています。変更が生じたにも関わらず、申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、認定が取り消しとなり幼児教育・保育の無償化を受けられなくなることがあります。

お問い合わせ先

犬山市子ども健康部 子ども未来課
幼稚園・保育園担当
TEL 0568 - 44 - 0324（直通）